

税理士はあなたの
暮らしのパートナー

成年後見制度 + 相続税

無料相談会

沖縄税理士会では、税理士の専門的職能を活用した
社会貢献を果たすため、税理士の成年後見制度への
参画を推進しております。

大切な人を
守るための税制度。

相続税や成年後見制度をご存知ですか？
気になっていたけど、よく分からなくて心細い。
そんな不安を税理士が支えます。

■日時/
2018年 **10/20** (土)

相談会 / 午前10時～午後5時 (受付午後4時まで)

■会場/ 沖縄県立博物館〈博物館講座室〉

沖縄県那覇市おもろまち3丁目1番1号

■相談内容/ 成年後見制度・相続税・贈与税関係

こんな悩みありませんか？

- 相続税が心配
- 相続税の対策も考えなきゃ

平成27年1月に
相続税の改正があり
基礎控除が
縮小されました。



税理士は
財産管理の専門家

少子高齢化とともに家族介護が減少傾向にあり、これからは老後を自ら管理する必要に迫られています。税理士は事業を営む方の税や経営及び個人の資産管理などのお手伝いをしております。豊富な経験を活かして、あなたの貴重な財産の保全と適切な管理を致します。

お問い合わせ先

沖縄税理士会成年後見支援センター

那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター7F

TEL 098-859-6225

<http://www.okizei.or.jp>

沖縄税理士会

検索